



Column

所長加納が思う つれづれなるコトバ

タイミングマネジメント

かつて日本では、長く働くことが美德とされ、昭和・平成の時代は、休まず働く経営者や管理職ほど「頑張っている」「責任感が強い」と評価される風潮がありました。しかし、令和の経営環境は大きく変化しました。人手不足、働き方改革、そしてAI時代の到来などなど…今、事業主に求められているのは、「長時間働く人」ではなく、「限られた時間の中で高い成果を生み出せる人」と言えるのではないのでしょうか。そんな世の中を反映してか「タイパ」なる言葉も生まれてきました。

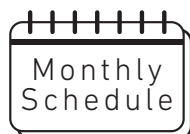
タイパとは「タイムパフォーマンス (Time Performance)」を略した言葉で、費やした時間に対して得られる効果・成果・満足度を指します。日本語では「時間対効果」とも呼ばれ、限られた時間の中でどれだけ高いリターンを得られるかを示す指標です。言葉としての認知が一気に広まったきっかけは、三省堂が主催する「辞書を編む人が選ぶ今年の新語 2022」でタイパが大賞を受賞したからだそうです。これを機に若い世代だけでなく、ビジネスパーソンや企業にも広く知られる言葉となりました。仕事の中でタイパを意識することで、高い成果を生み出せる人になれる…そう思われた方、ちょっと待って下さい！

というのもこんな状態、経験したことありませんか？ 一時間はあるのに集中できない、やる気が起きない、考えがまとまらない。逆に短時間でも驚くほどアイデアが浮かび、仕事がサクサク進む—これは単なる気合や根性の問題ではなく、実は休む量や質以上に「休むタイミング」が影響していることがあるからなのです。つまり仕事に費やした時間の効果等だけを追い求めるのではなく、「頑張るタイミング」と「休むタイミング」を見極める「タイミングマネジメント」の力も必要であるということです。具体的には限界まで我慢せず、「今

は少し脳を休ませた方が結果的に成果が上がる」と判断したら、疲れる前に休む習慣をつけるようにするのです。例えば、短時間でも意識的にスマートフォンから離れる、移動時間にあえて情報を入れない、昼に10分だけ目を閉じる、自然の中を歩く。こうした小さな休息は決してサボりではなく、脳を回復させ、次の成果を生み出すための準備時間なのです。また、「タイミングマネジメント」では、「今、本当にやるべきか」を見極める視点も重要です。疲労が蓄積している夜に重要な意思決定をしない。感情的になっている時に部下指導をしない。集中力が高い時間帯に考える仕事を入れる。逆に単純作業はエネルギーが低い時間に行う。自分の状態を観察しながら仕事と休みを組み立てることが、生産性向上につながります。

実は私もこの「タイミングマネジメント」という概念は最近知りました。改めて自分の仕事を振り返ると、時間の無駄を無くすべく今日やらなければならない仕事をパズルのように当てはめてスケジュールを組むことに躍起になって、時間帯によるパフォーマンスの高低はあまり考えていませんでした。その結果、疲労が蓄積している時間帯に重要な仕事をしてしまい、後にミスが発覚して修正するという二度手間なことをしていましたね。今は反省して時間帯によるパフォーマンスの高低も考慮に入れてスケジュールを組んでおりますが、以前と比べると生産性が上がったことを実感しております。

自分の状態を整え、最適なタイミングで動き、最適なタイミングで休む。そして周囲にも良い循環を生み出す。それこそが、令和の時代に求められる「できるリーダー」の姿なのではないでしょうか。(参考：東商新聞・第2235号/「令和の経営者」への意識改革、できるリーダーの休み方)



今月対応が必要な事項をリマインドします

1 2月決算の法人で前期一定金額以上の納税があった場合、10月末までに中間納税をしなければなりません。

→納税義務がある者には税務署、都道府県税事務所及び市役所・町村役場より納付書が届いているかと思しますので、**11/2(月)**までに納付の対応をお願い致します。納税が必要かどうか分からない方は当事務所までお問い合わせ下さい。

法人税・地方法人税については**国税庁の方針により印字済みの納付書の送付が令和6年5月より廃止**となりました。中間納税義務者のお客様に対しては当事務所からもアナウンス致しますが、その際**納付書送付をご希望される場合はその旨お申し出下さい。**

2 小規模企業共済にご加入し月払いを選択されている方で、1年分の前納をご希望の方は事前に手続きが必要です。

→手続きの期限は**11/20(金)**までです。上記をご希望され当事務所経由でご加入された方につきましては、必要書類をご用意しますので早急にご連絡下さい。書類がお手元に届きましたら、必要事項をご記入の上、**10月末**までに当事務所にご郵送下さい。

News

事務所の最新ニュースをお伝えします

シルバーウィーク期間中に所長の妻の祖母宅(千葉県いすみ市)にて恒例の「すだち狩り」をしてきました。

昨年は事務所慰安旅行を兼ねて事務所スタッフ総出で行おうとしましたが、異常な暑さと水不足の影響か、残念ながら「超」がつくほどの凶作。今年はどうなのか心配しておりましたが、気温が程良かったおかげか、はたまた昨年実らなかった分が木に蓄積され解放されたからなのか、過去一の収穫量となりました(見事リベンジ達成!)

しかしながら台風直撃の中の作業となり、道路の通行止めや冠水の影響で帰りが一日延びるなど、例年以上に大変なことも色々ありました(>_<)

当事務所特製の「すだちスカッシュ」10月中旬には新物をご提供できる予定です。

ご来所の際は是非ご賞味ください!



今年の成果



暗号資産に関する譲渡の見直し

税制改正の背景と、大きく変わる課税の仕組み

暗号資産（仮想通貨）の誕生以来、日本の投資家や業界団体が長年にわたり国へ訴え続けてきた「税制改正」が、ついに大きな実を結びました。今年の税制改正大綱において、暗号資産取引を総合課税から「申告分離課税」へ移行する方針が明確に打ち出されたのです。

主な変更点

・税金が最大約55%から「一律約20%」へ安くなる

これまで利益は総合課税として給与などと合算されて累進課税（所得税・住民税合算で最大55.945%）でしたが、株やFXと同じように申告分離課税（所得税・住民税合算で一律20.315%）へと変わります。大きく利益を出した人ほど、税金の負担が軽くなります。

・損をしても「翌年以降の利益と相殺（3年間の繰越控除）」ができるようになる

これまで、ある年に大きな損失を出してもその年限りで切り捨てられていました。新制度では、損失を最大3年間繰り越して、翌年以降に出た利益から差し引くことができるようになります。

・ただし、恩恵を受けられるのは「国内の取引所（特定暗号資産）」がメインになる

この一律約20%税率の対象となるのは、主に日本の金融庁に登録された業者が扱う「特定暗号資産」に限定される見込みです。海外取引所やマイナーなコインでの利益は、これまで通り最大約55%の重い税金がかかる可能性が高いです。

項目	改正前	改正後
課税方式	総合課税	申告分離課税
所得税率	5.315%～45.945%(累進課税)	15.315%
住民税率	10%	5%
損失の取扱い	繰越不可(その年で切捨て)	翌年以降3年間の繰越可
他商品との通算	不可(暗号資産同士のみ)	一定の範囲内で認められる可能性有

今後の確定申告に向けて今やるべきこと

新制度で導入される「損失の3年繰越控除」の適用を受けるためには、取引がなかった年や損失が出た年であっても、毎年連続して確定申告書を提出することが絶対条件となります。その上で以下の事項について対応できるよう準備が必要です。

取引履歴の保全：国内外の取引所、ウォレット間の送金履歴、DeFiのトランザクション履歴をすべてダウンロードし、安全な場所に保管する。

取得価額の正確な把握：総平均法・移動平均法に基づき、現在保有している暗号資産の正確な取得単価を計算・把握しておく。

ポートフォリオの見直し：国内取引所で扱う「特定暗号資産」と、それ以外の資産の比率を見直し、税務上のリスクを分散する。

まとめ

改正法の本格施行はまだ先の見通し(施行が令和9年中であれば、適用開始は令和10年1月1日であり、その分の確定申告は令和11年の2月から3月)ですが、今から準備を進めておくことで、施行後に慌てずに対応できます。今まさに歴史的な過渡期を迎えています。制度改正の恩恵を最大限に享受し、思わぬ税務トラブルを回避するためにも、早期の相談をお勧めいたします。

Topics

税務、資金繰りなど経営に関わる新制度をご紹介します

① 10月から最低賃金がアップしました ※再案内

7/28に厚生労働省の中央最低賃金審議会において、全国平均で最低賃金を55円引上げる答申がなされました。これにより東京都では**10/1**から**最低賃金は時給1,280円**となりました。

それにより時給を変更した従業員がいる事業者様は、10月以降の給与計算において変更後の時給を適用するなど、お間違いの無いようご対応下さい。

② 国税庁では、オンライン手続の推進に向けた取組として、 10月1日より税務署総合窓口における受付時間を変更し、 「用紙コーナー」の設置を取り止めるとの案内がありました ※再案内

1 税務署総合窓口の受付時間の変更

令和8年10月1日（木）から、全国の税務署総合窓口の受付時間が午前9時から午後3時までに変更されました。

なお、受付時間外であっても、開庁時間内（午前8時30分～午後5時）に来署した場合は必要な対応が行われますが、次回以降は受付時間内の来署が案内されます。

2 「用紙コーナー」の取り止め

税務署の窓口付近に設置されている「用紙コーナー」が令和8年6月までに廃止されました。

必要な書類は、総合窓口において請求することで交付されますが、今後はオンライン手続を積極的に行うほか、国税庁ホームページやコンビニエンスストアのマルチコピー機を利用して用紙を取得するよう依頼がありました。

③ 最新の国・東京都の主な支援施策（補助金・助成金）は 下記URLにてご確認できます

https://r18.smp.ne.jp/u/No/33694803/1f_h7hH7ci0D_39734/0692.html



<https://www.facebook.com/kanoutax/>



<https://twitter.com/kanoutaxoffice>

